

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則

(生活安全総務課)

ページ

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年五月十六日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(希少な金属)

第二条 条例第二条第一項第三号の公安委員会規則で定める希少な金属は、タンタルとする。

(使用済金属類を回収することができる製品)

第三条 条例第二条第一項第四号の公安委員会規則で定める製品は、次に掲げるものとする。

- 一 原動機付自転車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。第六条及び第二十条において同じ。)
- 二 自転車(前号に規定する原動機付自転車を除く。第六条において同じ。)
- 三 エアコンディショナーの室外機

(盗品等の流通のおそれがない営業)

第四条 条例第二条第二項の公安委員会規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- 一 使用済金属類の売却のみを行うもの
- 二 使用済金属類の買受けのみを行うもの

(許可の申請)

第五条 条例第五条第一項(条例第七条第二項において準用する場合を含む。以下この条から第七条までにおいて同じ。)の申請書の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 条例第五条第一項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由してしなければならない。

- 一 条例第三条第一項に規定する者 営業所(同時に二以上の営業所について申請書を提出する場合にあっては、当該二以上の営業所のうちいずれか一の営業所)の所在地を管轄する警察署長
- 二 条例第三条第二項に規定する者 イ及びロに掲げる行商の区分に応じ、それぞれ

イ及びロに定める警察署長

イ 県内に行商の本拠となる事務所又は住居(住所又は居所をいう。以下同じ。)

がある場合 当該事務所又は住居を管轄する警察署長(当該警察署長が二以上ある場合にあっては、それらのうちいずれか一の警察署長)

ロ 県内に行商の本拠となる事務所又は住居がない場合 行商をしようとする区域を管轄する警察署長(当該警察署長が二以上ある場合にあっては、それらのうちいずれか一の警察署長)

3 条例第五条第一項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 個人 イからホまでに掲げる書類

イ 最近五年間の略歴を記載した書面及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)

ロ 条例第四条各号(第八号を除く。)に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定に

より被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

二 未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下この号において同じ。)で使用済金属類営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにおいては、その名称及び住所並びに代表者の氏名(を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面(使用済金属類取引業者の相続人である未成年者で使用済金属類営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないものにおいては、被相続人の氏名及び住居並びに使用済金属類営業に係る営業所(条例第三条第二項に規定する者)にあっては、行商の本拠となる事務所又は住居をいう。第二十六条を除き、以下同じ。))の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイから八までに掲げる書類(法定代理人が法人である場合においては、当該法人に係る次号イから八までに掲げる書類)

ホ 取り扱う使用済金属類に関する事項に係る自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この号において同じ。))の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号を使用する権限のあることを疎明する書類(当該使用済金属類に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その取引の申込みを第七条に規定する通信手段により受ける営業の方法を用いようとする者に限り。)

二 法人 イから二までに掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号イ及び八に掲げる書類

ハ 条例第四条第一号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前号ホに掲げる書類

4 第二項第一号に掲げる者が同時に二以上の営業所について申請書を提出する場合において、前項に規定する書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部を申請書のいずれか一通に添付するものとする。(使用済金属類の区分)

第六条 条例第五条第一項第四号の公安委員会規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貴金属・宝石類
- 二 鉄及び鉄製品類
- 三 非鉄及び非鉄製品類
- 四 自動車（次号に規定する自動二輪車を除く。）
- 五 自動二輪車（道路運送車両法第三条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付きのものを含む。）をいう。）及び原動機付自転車
- 六 自転車
- 七 電気機械器具類

第七条 条例第五項第一項第六号の公安委員会規則で定める通信手段は、取引の相手方と対面しないで使用することができるものとする。

（許可証の交付）
第八条 条例第五条第二項（条例第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付は、別記第二号様式により申請者に対して行うものとする。

（許可をしない旨の通知の方法）
第九条 条例第五条第三項（条例第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可をしない旨の通知は、理由を付した書面により行うものとする。

（許可証の亡失等の届出）
第十条 条例第五条第四項（条例第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、公安委員会に別記第三号様式の再交付申請書を提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、営業所の所在地を管轄する警察署長（条例第三条第二項の許可を受けた者にあつては、当該許可（条例第七条第一項の許可の更新を受けた者にあつては、直近の許可の更新）の申請時に第五条第二項の規定により経由した警察署長。以下「所轄警察署長等」という。）を経由しなければならない。

（許可証の掲示方法）
第十一条 条例第六条第一項の規定による許可証の掲示は、汚損のおそれのない方法により行わなければならない。

2 前項の場合において、条例第三条第二項の許可を受けた者で二以上の営業所があるものについては、当該二以上の営業所のうちいずれか一の営業所に当該許可証を、他の営業所には当該許可証の写しを掲示するものとする。

（許可の更新期間）
第十二条 条例第七条第一項の公安委員会規則で定める期間は、五年とする。
（変更の届出及び許可証の書換えの申請）
第十三条 条例第九条第一項の規定による変更の届出は、別記第四号様式の変更届出書に第五条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付して提出することにより行わなければならない。

2 前項の規定により変更届出書を提出する場合には、所轄警察署長等を経由して、当該変更の日から十四日（当該変更届出書に登記事項証明書を添付する場合にあつては、二十日）以内にしなければならない。
3 条例第九条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、公安委員会に別記第四号様式の書換申請書及び当該許可証を提出しなければならない。

4 前項の規定により書換申請書及び当該許可証を提出する場合には、所轄警察署長等を経由しなければならない。
（許可証の返納）
第十四条 条例第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納は、当該返納をすることとなった事由の発生の日から十日以内に、所轄警察署長等を経由してしなければならない。この場合においては、当該許可証とともに別記第五号様式の返納理由書を提出しなければならない。

（行商の証明書）
第十五条 条例第十二条第一項の公安委員会規則で定める証明書は、別記第六号様式のとおりとする。
（本人確認の方法）
第十六条 条例第十四条第一項の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 自然人 イからホまでのいずれかの方法
- イ 相手方から本人確認書類（次条に規定する書類をいう。以下この項及び同条において同じ。）のうち同条第一号に定めるもの（同号ロ及びトに掲げるものを除く。）の提示を受ける方法

口 相手方から本人確認書類のうち次条第一号ロ又はトに掲げるものの提示を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該相手方の住居に宛てて、当該相手方との取引に係る文書（以下この項において「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下この項において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下この項において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

ハ 相手方から本人確認書類のうち次条第一号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し（使用済金属類取引業者が作成した写しを含む。）を条例第十六条の記録（以下「取引記録」という。）とともに保存し、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該相手方の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ニ その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（使用済金属類取引業者に代わって住居を確認し、本人確認書類の提示を受け、並びに条例第十四条に規定する本人確認（以下「本人確認」という。）を行った者の氏名、当該本人確認書類の提示を受けた日時及び当該本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項を当該使用済金属類取引業者に伝達する措置が講じられているものに限る。）により、相手方に対して、取引関係文書を送付する方法

ホ 相手方から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二二号）以下この項において「電子署名法」という。）第四条第一項の認定を受けた者が発行し、かつ、当該認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた使用済金属類の取引に関する情報の送信を受ける方法

二 法人 イからハまでのいずれかの方法

イ 法人の代表者等（当該法人の代表者その他の当該法人のために使用済金属類取引業者との間で取引を行う場合において現に取引の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）から本人確認書類のうち次条第二号に定めるものの提示を受け

口 法人の代表者等から本人確認書類のうち次条第二号に定めるもの又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類又はその写し（使用済金属類取引業者が作成した写しを含む。）を取引記録とともに保存し、当該本人確認書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

ハ 法人の代表者等から、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた使用済金属類の取引に関する情報の送信を受ける方法

ニ 使用済金属類（条例第二条第一項第一号に掲げるものを除く。）の取引の対価の総額が一万円未満である場合においては、前項各号に定める方法に代えて、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。ただし、次の各号に規定する文書に記載された本人特定事項（条例第十四条第一項に規定する本人特定事項をいう。以下この項において同じ。）に虚偽の疑いがあると認める場合は、この限りでない。

一 自然人 相手方から本人特定事項が記載された文書でその者の署名があるもの（使用済金属類取引業者又はその従業者の面前においてボールペン等により明瞭に記載されたものに限る。）の交付を受ける方法

二 法人 法人の代表者等から当該法人の本人特定事項が記載された文書で当該法人の代表者等の署名があるもの（使用済金属類取引業者又はその従業者の面前においてボールペン等により明瞭に記載されたものに限る。）の交付を受ける方法

（本人確認書類）

第十七条 前条第一項に規定する方法において、使用済金属類取引業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ヘ及びト、第二号ロに掲げる本人確認書類にあっては使用済金属類取引業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の本人確認書類にあっては使用済金属類取引業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 自然人 イからトまでのいずれかの書類

イ 使用済金属類の取引を行うための申込み又は承諾に係る書類に相手方が押印し

た印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 印鑑登録証明書（イに掲げるものを除く）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

ハ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特別被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ホ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項の運転免許証及び同法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三の在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項の特別永住者証明書、住民基本台帳法第三十条の四第四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等（条例第十四条第一項に規定する旅券又は乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ト イからヘまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人 イ又はロに掲げる書類

イ 当該法人の設立に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主

たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

（既に本人確認を行っていることを確認する措置）

第十八条 条例第十四条第一項ただし書の公安委員会規則で定める措置は、次の各号のいずれかの方法により相手方が取引記録に記載されている相手方と同一であることを確認するものとする。ただし、使用済金属類取引業者が相手方又は代表者等と面識がある場合その他の相手方が取引記録に記載されている相手方と同一であることが明らかなる場合は、当該相手方又は代表者等と対面することをもって足りる。

一 支払明細書その他の相手方が取引記録に記載されている相手方と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受ける方法

二 相手方しか知り得ない事項その他の相手方が取引記録に記載されている相手方と同一であることを示す事項の申告を受ける方法

（取引記録の作成方法）

第十九条 条例第十六条の規定による記録の作成は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 条例第十六条各号に掲げる事項を取引の順に記載することができる様式の書類に記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付する方法

二 取引伝票その他これに類する書類であつて条例第十六条各号に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式のものに記載し、又は当該事項に係る書類その他の物を添付し、取引の順に同じ合わせる方法

三 条例第十六条各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第二十四条第一項において同じ。）により記録する方法

（取引記録の記録事項）

第二十条 条例第十六条第七号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 相手方が法人である場合 当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者等の住居、氏名及び生年月日

二 相手方が日本国内に住居を有しないで在留する外国人であつて、その所持する旅券等の記載によつて当該外国人のその属する国における住居を確認できないものである場合、当該外国人の国籍及び旅券等の番号

三 次の表の上欄に掲げる使用済金属類を取引する場合、同表の上欄に掲げる使用済金属類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

使用済金属類の種別	記録事項
条例第二十一条第一号に規定する使用済金属類（取引の対価の総額が一万円未満であるものを除く。）	当該使用済金属類の現況を撮影した写真又は画像データ
自動車検査証（道路運送車両法第六十条第一項の自動車検査証をいう。以下この表において同じ。）を備え付けている自動車	当該自動車検査証の写し
自動車検査証を備え付けていない自動車及び原動機付自転車	当該自動車又は原動機付自転車の車台番号
解体して輸出する自動車	1 輸出港名 2 輸出先の国名 3 通関業者の名称及び所在地 4 コンテナの番号

（取引記録の保存方法）

第二十一条 条例第十七条第一項の規定による記録の保存は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- 一 第十九条第一号又は第二号に規定する書類を営業所に備え付ける方法
- 二 第十九条第三号の規定による記録を営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存する方法

2 前項第二号に掲げる方法により記録を保存する場合には、別表に掲げる対策を実施するよう努めなければならない。

（取引記録の毀損等の届出）

第二十二条 条例第十七条第二項の規定による届出は、毀損、亡失又は滅失の時期、場所及びその状況を記載した書面を所轄警察署長等を経由して提出することにより行わなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条 条例第十八条第三項の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と使用済金属類取引業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該使用済金属類取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 ファクシミリ装置を用いて送信する方法

（従業者名簿の保存方法）

第二十四条 条例第二十条の規定による名簿の保存は、従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を営業所に保存する方法により行わなければならない。この場合において、電磁的方法により従業者名簿を保存するときは、直ちに書面に表示することができるようにしておかなければならない。

2 第二十一条第二項の規定は、前項後段に規定する方法により従業者名簿を保存する場合について準用する。

（従業者名簿の記録事項）

第二十五条 条例第二十条の公安委員会規則で定める事項は、従業者の住居、氏名、性別、生年月日、国籍（外国人に限る。）、採用年月日及び退職年月日とする。

（防犯対策の設備及び方法）

第二十六条 条例第二十一条の公安委員会規則で定める設備及び方法は、次の各号に掲げる使用済金属類取引業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 条例第二十一条第一号に規定する使用済金属類を取引するもの
 - イ 営業所出入口には、来客感応装置を設置すること。
 - ロ 営業所内に見通しの悪い場所がある場合には、防犯ミラーを設置すること。
 - ハ 非常時に備え、営業所内に防犯ベル等を設置し、そのスイッチを適当な複数箇所に設けるとともに、営業所内に警備会社に直結した非常通報装置を設置し、その非常通報装置に連動して点滅し、外部に異常を知らせる赤色灯等を営業所外に設置すること。
- 二 営業所及び保管場所には、防犯カメラを設置すること。

<p>区分</p> <p>一 ログ</p>	<p>対策</p> <p>1 ログを取得すること。</p> <p>2 少なくともアクセスした者を特定することが可能なものであること。</p> <p>3 ログ自体のセキュリティを確保すること。</p> <p>4 定期的に監査し、次回の監査まで保管すること。</p>
<p>二 アクセス</p>	<p>1 情報システムへのログインに際し、識別及び認証を行うこと。</p> <p>2 パスワードにより認証を行う場合にあつては、イからハまでに掲げる対策を講ずること。</p> <p>イ ユーザ（情報システムにより提供されるサービスを利用するためにアクセスする権限を有する者をいう。以下同じ。）には、必ずパスワードを設定させ、その秘匿に努めさせること。</p> <p>ロ 他者が容易に推測できる語句等をパスワードとして設定しないようユーザを指導し、又は設定を拒否する機能を情報システムに設けること。</p> <p>ハ パスワードを適切な期間ごとに変更するようユーザを指導し、又は変更を促す機能を情報システムに設けること。</p> <p>ニ パスワードの再入力回数等を制限するなど、他者によるパスワードの推測を困難にするための措置を講ずること。</p> <p>ホ ユーザがパスワードを忘れたときなどにパスワードを通知する場合に備え、本人確認の方法等について手続を定めておくこと。</p> <p>ヘ パスワード・ファイルの暗号化等の措置を講ずるなど、パスワードの秘匿に努めること。</p> <p>3 ユーザIDにより認証を行う場合にあつては、イからハまでに掲げる対策を講ずること。</p> <p>イ 退職、異動、長期出張、長期留学等により不要となり、又は長期間使用されないユーザIDについて廃止等の措置を講ずること。</p> <p>ロ 長期間ログインが無いユーザに対して、文書等によりその旨を通知すること。</p> <p>ハ ユーザから要求があつたときは、当該ユーザによる使用状況を開示すること。</p>
<p>三 バックアップ</p>	<p>1 定期的に、かつ、可能な限り頻繁に行うこと。</p> <p>2 バックアップ・ファイルは、適切な保存方法、保存期間等を定め、原本と異なる場所に保管すること。</p>
<p>四 ウィルス対策</p>	<p>1 情報システムを起動させるときは、始めにワクチン・プログラムを用いるなどしてコンピュータ・ウィルスのチェックを行うこと。</p> <p>2 新たに入手したプログラムを使用するときは、あらかじめ</p>

ホ 営業所及び保管場所の周辺には、防犯カメラ、センサーライトその他の侵入防止装置を設置すること。

ヘ 営業所の来客用出入口及び保管場所の出入口には防犯ガラス入りの扉又は重量シャッターを設ける等の防犯対策を講ずるとともに、営業所の通用口その他の出入口の扉には堅牢な物を用い、ガードプレートを施すこと。

ト 営業所及び保管場所の全ての出入口の扉には複数の錠を設けるとともに、その他の開口部には面格子及び警報装置を設置すること。

チ 防盜金庫の設置箇所には、赤外線センサー及びマグネットセンサーを設置すること。

二 前号に掲げる使用済金属類取引業者以外のもの イ及びロに掲げる設備及び方法

イ 営業所、保管場所及び解体場所には、防犯カメラを設置すること。

ロ 営業所、保管場所及び解体場所の周辺には、防犯カメラ、センサーライトその他の侵入防止装置を設置すること。

2 前項の規定により防犯カメラを設置する場合には、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 出入りする人物を確実に撮影し、録画することができるようにすること。

二 デジタル方式によるもの等高性能な録画装置を導入すること。

三 常時録画するとともに、録画した記録媒体を一週間以上保管すること。

四 防犯カメラ及び録画装置を定期的に点検整備すること。

五 記録媒体が奪われ、又は破壊されないよう録画装置の設置場所等を工夫すること。

(証票)

第二十七条 条例第二十二條第三項の証票の様式は、別記第七号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

別表（第二十一條、第二十四條関係）

- はじめワクチン・プログラムを用いるなどしてコンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。
- 3 出所が不明のプログラムは、可能な限り使用しないこと。
- 4 情報システムの使用中は、作動状況を監視し、異状が現れた場合は、ワクチン・プログラムを用いるなどしてコンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。
- 5 コンピュータ・ウイルスの発見時には、使用中の端末等をネットワークから切り離すなど、被害の拡大防止のための措置を講ずること。

別記

第1号様式 (第5条関係)

受理警察署	() 署)	受理年月日	年	月	日
許可証番号		許可年月日	年	月	日

使用済金属類営業 許 可 申請書
許可更新

岐阜県使用済金属類営業に関する条例 第3条 第1項 第2項 の規定により 許 可 を申請します。
第7条第1項 許可の更新

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者の氏名又は名称及び住所又は居所



(フリガナ)											
氏名又は名称											
生年月日 (個人の場合記載)	西暦	昭和	平成	年	月	日	性別	男	女		
	1	2	3					1	2		
住所又は居所	国籍 ()										
	電話 () 番										
現に有する許可証の番号 (許可の更新申請の場合のみ記載)							第	[]			号
取り扱おうとする 使用済金属類の区分	1. 貴金属・宝石類 2. 鉄及び鉄製品類 3. 非鉄及び非鉄製品類 4. 自動車 5. 自動二輪車及び原動機付自転車 6. 自転車 7. 電気機械器具類										
行商	行商をしようとする者であるかどうかの別					1. する 2. しない					
	行商をしようとする区域の市町村名										
営 業 所	形態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所									
	(フリガナ)										
	名称										
所	所在地	電話 () 番									
	所在地										
保 管 場 所	1. あり 2. なし										
	所在地										
解 体 場 所	1. あり 2. なし										
	所在地										

別紙 1

(申請者が法人の場合のみ記載)

代 表 者	(フリガナ)										
	氏 名										
	住所又は居所										
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女	
	1	2	3					1	2		
役 員	役 職	1.取締役又は執行役 2.業務を執行する社員 3.法定代理人 4.その他									
	(フリガナ)										
	氏 名										
	住所又は居所										
	電話 ()	番									
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女	
		1	2	3					1	2	
役 員	役 職	1.取締役又は執行役 2.業務を執行する社員 3.法定代理人 4.その他									
	(フリガナ)										
	氏 名										
	住所又は居所										
	電話 ()	番									
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女	
		1	2	3					1	2	
役 員	役 職	1.取締役又は執行役 2.業務を執行する社員 3.法定代理人 4.その他									
	(フリガナ)										
	氏 名										
	住所又は居所										
	電話 ()	番									
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女	
		1	2	3					1	2	
役 員	役 職	1.取締役又は執行役 2.業務を執行する社員 3.法定代理人 4.その他									
	(フリガナ)										
	氏 名										
	住所又は居所										
	電話 ()	番									
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女	
		1	2	3					1	2	

別紙 2

(営業所等が複数ある場合のみ記載)

営 業 所	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
	(フリガナ)	
	名 称	
所	所 在 地	電話 () 番
	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
営 業 所	(フリガナ)	
	名 称	
	所 在 地	電話 () 番
営 業 所	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
	(フリガナ)	
	名 称	
所	所 在 地	電話 () 番
	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
営 業 所	(フリガナ)	
	名 称	
	所 在 地	電話 () 番

(保管場所・解体場所が複数ある場合のみ記載)

保管場所・解体場所の別	1. 保管場所 2. 解体場所
	使用に係る 営業所の名称
所 在 地	
保管場所・解体場所の別	1. 保管場所 2. 解体場所
	使用に係る 営業所の名称
所 在 地	
保管場所・解体場所の別	1. 保管場所 2. 解体場所
	使用に係る 営業所の名称
所 在 地	
保管場所・解体場所の別	1. 保管場所 2. 解体場所
	使用に係る 営業所の名称
所 在 地	

第2号様式 (第8条関係)

第 号

使用済金属類営業許可証

氏名又は名称

住所又は居所

営業所の名称

営業所の所在地

許可の有効期間 年 月 日まで

岐阜県使用済金属類営業に関する条例第3条の許可を受けた者であることを証する。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

第3号様式 (第10条関係)

受理警察署	() 署)	受理年月日	年	月	日
許可証番号		再交付年月日	年	月	日

再 交 付 申 請 書

岐阜県使用済金属類営業に関する条例第5条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

㊞

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(フリガナ)	
氏名又は名称	
住所又は居所	
営業所の名称	
営業所の所在地	電話 () 番
再交付申請の理由	

記載要領

- 1 申請者は、氏名又は名称を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。
- 4 再交付申請の理由欄には、許可証を亡失し、又は滅失した時期、場所及びその状況を記載すること。

第 4 号様式 (第13条関係)

受理警察署	() 署)	受理年月日	年	月	日
許可証番号		書換年月日	年	月	日

変 更 届 出 書
書 換 申 請 書

岐阜県使用済金属類営業に関する条例第 9 条 第 1 項 第 2 項の規定により 変更の届出をします。
許可証の書換えを申請します。

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

届出 (申請) 者の氏名又は名称及び住所又は居所

㊞

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
(フ リ ガ ナ)	
氏 名 又 は 名 称	
変 更 の 事 由	

変 更 ・ 書 換 事 項

変 更 年 月 日	年 月 日
形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所
旧	(フ リ ガ ナ)
	氏 名 又 は 名 称
	住 所 又 は 居 所
	営 業 所 の 名 称
新	営 業 所 の 所 在 地
	(フ リ ガ ナ)
	氏 名 又 は 名 称
	住 所 又 は 居 所
新	営 業 所 の 名 称
	営 業 所 の 所 在 地

記 載 要 領

- 1 届出 (申請) 者は、氏名又は名称を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。
- 5 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 7 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜ふりがなをふること。

役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他										
	変 更 区 分	1. 削除：旧欄の役員等を削除 2. 追加：新たに役員等を追加(新欄) 3. 変更：旧欄に記載した人の届出事項を変更 4. 交代：削除と追加を同時に行う										
	旧	(フリガナ)										
		氏 名										
新	住所又は居所											
	住所又は居所	電話 () 番										
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女		
		1	2	3					1	2		
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他										
	変 更 区 分	1. 削除：旧欄の役員等を削除 2. 追加：新たに役員等を追加(新欄) 3. 変更：旧欄に記載した人の届出事項を変更 4. 交代：削除と追加を同時に行う										
	旧	(フリガナ)										
		氏 名										
新	住所又は居所											
	住所又は居所	電話 () 番										
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女		
		1	2	3					1	2		
役 員	役 職	1. 取締役又は執行役 2. 業務を執行する社員 3. 法定代理人 4. その他										
	変 更 区 分	1. 削除：旧欄の役員等を削除 2. 追加：新たに役員等を追加(新欄) 3. 変更：旧欄に記載した人の届出事項を変更 4. 交代：削除と追加を同時に行う										
	旧	(フリガナ)										
		氏 名										
新	住所又は居所											
	住所又は居所	電話 () 番										
	生 年 月 日	西暦	昭和	平成	年	月	日	性 別	男	女		
		1	2	3					1	2		

別紙3 (複数の営業所又は保管場所等に係る事項等に変更があった場合に記載)

変 更 事 項

変 更 区 分		1. 新設：営業所等を新設	2. 変更：従前の届出事項を変更	3. 廃止
営 業 所	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所		
	旧	名 称		
		所 在 地		
	新	(フリガナ)		
名 称				
	所 在 地	電話 () 番		

変 更 区 分		1. 新設：営業所等を新設	2. 変更：従前の届出事項を変更	3. 廃止
営 業 所	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所		
	旧	名 称		
		所 在 地		
	新	(フリガナ)		
名 称				
	所 在 地	電話 () 番		

変 更 区 分		1. 新設：営業所等を新設	2. 変更：従前の届出事項を変更	3. 廃止
営 業 所	形 態	1. 営業所 2. 行商の本拠となる事務所・住所又は居所		
	旧	名 称		
		所 在 地		
	新	(フリガナ)		
名 称				
	所 在 地	電話 () 番		

変 更 区 分		1. 新設：保管場所・解体場所を新設	2. 変更：従前の届出事項を変更	3. 廃止
保 管 場 所 等	保管場所・解体場所の別	1. 保管場所 2. 解体場所		
	旧 所 在 地			
	新 所 在 地			

変 更 区 分		1. 新設：保管場所・解体場所を新設	2. 変更：従前の届出事項を変更	3. 廃止
保 管 場 所 等	保管場所・解体場所の別	1. 保管場所 2. 解体場所		
	旧 所 在 地			
	新 所 在 地			

第5号様式 (第14条関係)

受理警察署	() 署)	受理年月日	年	月	日
許可証番号					

返 納 理 由 書

岐阜県使用済金属類営業に関する条例第10条^{第1項}第3項の規定により許可証を返納します。

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

提出者の氏名又は名称及び住所又は居所



許 可 証 番 号					
許 可 年 月 日	年	月	日		
(フ リ ガ ナ)					
氏 名 又 は 名 称					

返 納 理 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済金属類営業を廃止した。 2. 許可が取り消された。 3. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可証の交付を受けた法人が解散した。 6. 許可証の交付を受けた法人が合併により消滅した。

記載要領

- 1 提出者は、氏名又は名称を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 最上段の細枠内には記載しないこと。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。

第6号様式 (第15条関係)

使用済金属類営業行商の証明書	
使用済金属類取引業者 の氏名又は名称	
営業所の名称	
営業所の所在地	
許 可 証 番 号	岐阜県公安委員会 第 号
写 真	従業員の氏名

5.5

8.5

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものであること。
- 2 色は、白地に黒文字とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 「写真」欄には、行商に従事する従業者本人の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上）を貼り付けること。
- 5 証明書には、規定により表示することとされている文字又は標章以外の文字又は標章を、記載、貼付けその他の方法により表示してはならない。

第 7 号 様 式 (第 27 条 関 係)

(表)

身 分 証 明 書



官 職

氏 名

上記の者は、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第22条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

5.5

8.5

(裏)

岐阜県使用済金属類営業に関する条例 (抜 粹)

第22条 略

2 警察職員は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、営業時間中において、使用済金属類取引業者の営業所、保管場所又は解体場所に立ち入り、使用済金属類及び第16条の記録その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

3 前項の場合においては、警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第22条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

平成二十五年五月十六日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社